

平成30年度 第8回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第8回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成30年11月27日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 9 大段 幸雄		
欠席委員	3 前田 榮子 8 清水 正子		
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦		
議事録 署名委員	5 山田 隆見 6 村上 浩司		
提出議題	議事 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について 協議事項 ・農地等相談会について ・視察研修について ・農業委員会の新年会について		

平成30年度第8回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第8回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 こんにちは。昨日、農業委員会の講習会がありまして、資料を貰ってきました。皆さんで確認をお願いします。そして、昨日会場では、江田島市の農業委員の出席者数が少ないことで一言申し入れがありました。農業委員が2名だけというのは少なすぎるのではないかということでしたので、今後研修が行われる際には、皆さん忙しいでしょうが、なるべく参加してくださいようお願いいたします。

資料の内容としては、活動の内容説明が少しと、他の市町村の活動事例が載せてありました。それと、今、問題として、猪の話があちらこちらで出てきています。農業委員会として、放っておけることでもないのかなと思いますので、対応策としては、各地で話を聞いて、それを市の担当課に報告するしかないかな、と考えているところです。件数をまとめて報告すれば、市のほうで捕獲班の体制が強化されて、体制が変わるのではないかと思います。また、猪の講習会等についても、農業委員会のほうで勉強会をしたいと思います。農業委員会として、何かしら協力する形がとればよいと思います。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定でございますが、本日の議事録署名者につきましては、5番の山田委員と、6番の村上委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 いえ、特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

4 議 事

事務局長 番号 1。贈与人●●●●。住所、大柿町_____。受贈人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町柿浦_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、465 m²。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。11月20日に現場を確認しました。元々は鉄工所があったんですけど、現在整備されていて、現地確認に行った日もちょうど整備をしておられました。問題ないのではないかと思いますので、よろしく願います。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

事務局長 事務局から補足させていただきます。元々は地目が農地のところで、鉄工所が建っていたのですが、それをこの度壊して畑に戻して、▲▲さんが譲り受けるということでした。村上職務代理と現地確認に行った時も、業者さんが整備をずっとしておられて、まだ畑にするためのよい土を入れていない状態なんですけれども、今後整備を続けられるということでした。以上です。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、3条の審議を終わらして、議案第42号の農地法4条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号 1。申請人●●●●。住所、江田島町_____。所在地、江田島町宮ノ原_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、460 m²。

申請理由は、「太陽光発電設備設置のため」ということでした。パネル218枚、発電量49.5kwの太陽光発電設備を設置予定です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。今、説明があった農地につきまして、現地確認を11月19日に行っています。農地利用最適化推進委員の担当の方と事務局、私とで行っております。現地につきましては、議案の地図のほうを見てもらえたら分かるのですが、その農地のすぐ隣にも太陽光パネルを設置しているところがあります。今回は、その太陽光パネルを設置しているところから1メートルくらい離れたところが申請者の●●さんの農地なので、その場所で太陽光をしたいという申請でした。周辺の農地を見ても、太陽光パネルを設置しているところがあるので、問題ないと思います。

議長 他に、ご意見ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で4条の審議を終わります。議案第43号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号1。譲渡人、持分3分の1、●●●●。住所、川崎市_____。持分3分の1、▲▲▲▲。住所、広島市_____。持分3分の1、■●●■。住所、広島市_____。譲受人◆◆◆◆。住所、江田島町_____。所在地、江田島町中央_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、106㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、1,119㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「平成12年に竹炭作業所用地として無償で貸借し、23年からはチップヤードに変更し、使用してきた。この度、当該地を購入するにあたり、登記地目が農地であることが判明したため、始末書を添付して申請する」ということでした。
ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。これは、先日私と中央の担当の農地利用最適化推進委員さんと、事務局で見に行きました。実際も、◆◆がチップヤードとして、ずっと使っております。これは、地主さんから借りた時に買ってほしいという話があったんですが、買うためのお金が足りなかったので買えず、この度ようやくお金が貯まったので手続きを行うという状況です。
他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号2。譲渡人●●●●。住所、能美町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、466㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅を建築のため、譲り受ける」ということでした。
ご審議をお願いいたします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いありません。そして、議案の図の中に小さい四角があるんですが、これは墓を建てた跡だそうです。この四角の部分も含めて、このまま全部を宅地にする予定です。以上です。

議長 他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この2番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号3。貸人●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、江田島町宮ノ原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,045㎡。
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル328枚、発電量49.5kwの太陽光発電設備を設置予定です。貸借期間は20年間です。
ご審議をお願いいたします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この農地の確認に、11月19日に宮ノ原担当の農地利用最適化推進委員さん、事務局、そして私とで確認に行っております。今説明があった通り、この農地は、先月申請があった農地の隣にあります。17ページの議案の地図を見ていただくと分かるんですが、周辺は先月の農業委員会で提出した農地であります。写真を見ていただくと、元々植えてあった柑橘の木を伐採しているのがわかります。これも、太陽光パネルを設置したいということで、この度も太陽光パネルの申請になります。隣に民家があるんですが、ひとまずは問題ないようなので、許可をよろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この3番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 番号4。貸人●●●●。住所、広島市_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、江田島町幸ノ浦_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、2,640㎡。
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル864枚、発電量180kwの太陽光発電設備を設置予定です。貸借期間は20年間です。
ご審議をお願いいたします。

議長 この4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この農地につきまして、現地確認を、幸ノ浦の農地利用最適化推進委員さん、事務局と私のほうで行っております。この農地は皆さんご存知かもしれませんが、土採跡地の後に建てるということであり、この写真を見ていただきますと、全体が雑木林の様になっております。図面を見ていただきますと、宮ノ原から切串方面に抜ける道がありますが、そのてっぺんあたりにある農地であります。太陽光パネルを設置するということでしたが、周辺も民家もなく、荒らした農地が多いところですので、問題ないと思います。よろしくお願いします。ちなみに、申請された農地のすぐ下のところにも太陽光パネルが設置されています。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この4番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。

5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

事務局長

- ・農地等相談会について
- ・視察研修について
- ・農業委員会の新年会について

6 そ の 他

議長 他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。